

国家戦略特区支援利子補給金交付要綱

平成26年9月 1日 内閣総理大臣決定
令和元年 5月 1日 一部改正
令和2年12月25日 一部改正
令和5年 3月 3日 一部改正

(通則)

第1条 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金（第19条を除き、以下「利子補給金」という。）の支給は、法及び国家戦略特別区域法施行規則（平成26年内閣府令第20号。以下「規則」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱で定めるところによる。

(利子補給金の支給)

第2条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、法第2条第2項第2号に規定する事業（以下「特定事業」という。）を行うのに必要な資金の貸付けを適正に実施する金融機関を指定した上で、別表に掲げる者が行う特定事業であって、当該特定事業に係る規則第3条第1項の事業実施計画が同条第4項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けたものに対して当該金融機関が貸付けを行う場合、予算の範囲内において、利子補給金を支給する。

(指定金融機関の決定等)

第3条 大臣は、金融機関から規則第24条第1項に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められる場合は、当該金融機関を指定金融機関に指定し、別紙1の「指定金融機関の指定通知書」により通知するものとする。

2 大臣は、金融機関と前条に掲げる事業の実施者（以下「事業者」という。）の間における利子補給金に係る経理処理の確認その他の必要があると認めるときは、前項の申請を行った金融機関に対し必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

3 第1項に規定する申請から指定までに要すべき標準的な期間は、20日とする。

(事業実施計画の提出)

第4条 事業者は、規則第3条第1項に基づき事業実施計画を国家戦略特別区域担当大臣に提出する際は、同項第5号に掲げる書類として、別紙2の「国家戦略特区支援利子補給金支給対象事業者の資金計画書」を添えるものとする。

(利子補給契約の申込み)

第5条 指定金融機関は、大臣と利子補給契約（法第28条第1項に規定する利子補給契約をいう。以下同じ。）を締結する場合には、別紙3の「国家戦略特区支援利子補給契約申込書」（以下「申込書」という。）に次の書類を添えて大臣に提出しなければならない。

- 一 指定金融機関が事業者に対し貸付けを実施した契約書の写し
 - 二 前号に係る指定金融機関と事業者との間で約した償還年次表
 - 三 単位期間（規則第22条第1項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）ごとの利子補給金の額の計算表、その他大臣が必要と認める書類
- 2 前項の申込書の提出は、指定金融機関が事業者に対し貸付けを行った日から5日以内に行うものとする。

（利子補給契約の締結）

第6条 大臣は、指定金融機関から前条第1項に規定する申込書の提出があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められるときは、別紙4-1の「国家戦略特区支援利子補給契約書」（以下「利子補給契約書」という。）により、当該指定金融機関と利子補給契約を、法第28条第2項の規定に基づく予算で定める額の範囲内で、締結する。ただし、電子により利子補給契約書を作成する場合は、別途電子契約書の条項によるものとする。

- 2 利子補給契約に係る約款は、別紙4-1の利子補給契約書に規定するとおりとする。
- 3 大臣は、利子補給契約を締結しようとする指定金融機関の了承を得て、前項の約款の追記及び削除を行うことができる。
- 4 前条に規定する申込みから第1項の利子補給契約の締結までに要すべき標準的な期間は、20日とする。
- 5 大臣及び指定金融機関は、第1項に規定する利子補給契約を締結した後、当該利子補給契約の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく別紙4-2の「国家戦略特区支援利子補給変更契約書」（以下「利子補給変更契約書」という。）により利子補給変更契約を締結しなければならない。ただし、電子により利子補給変更契約書を作成する場合は、別途電子契約書の条項によるものとする。
- 6 大臣は、前項に規定する利子補給変更契約を締結する場合には、当該指定金融機関に対して大臣が必要と認める書類を提出させることができるものとする。

（支給の申請）

第7条 指定金融機関は、規則第23条第1項に規定する利子補給金の支給申請を行う場合には、単位期間ごとに当該単位期間の末日を基準日とした支給申請を行うものとし、8月20日を基準日とした支給申請は、8月30日までに、2月20日を基準日とした支給申請は、3月2日までに行うものとする。

（支給額の算出）

第8条 単位期間ごとに支給する利子補給金の額は、予算の範囲内において、貸付残高が貸付契約に基づく弁済により変動するごとに、次に掲げる算式をもって計算することとする。

利子補給金の額 = $A \times B / 365 \times C$

A：単位期間における利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高又は法第28条第3項に規定する内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

B：Aの貸付残高の存する日数

C：内閣府告示で定める利子補給率（利子補給率は負の値にはならないものとする）

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の算式をもって計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合、当該超えることが明らかになった新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもって按分計算した額とし、予算の範囲内において支給するものとする。

新たに締結する各利子補給契約による利子補給金の額 = $A \times B / C$

A：利子補給金年度予算額 - 既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計

B：単位期間において新たに締結する各利子補給契約について、その対象である貸付契約の貸付残高又は法第28条第3項に規定する内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

C：Bの各利子補給契約に係る貸付残高の合計

（利子補給金の支給決定等）

第9条 大臣は、指定金融機関から支給申請書の提出があった場合、その内容を審査した上で、適正と認められる場合は、利子補給金の支給決定を行い、別紙5の「国家戦略特区支援利子補給金支給決定通知書」（以下「支給決定通知書」という。）により、指定金融機関に通知するものとする。

2 大臣は、前項の支給決定通知書の交付に当たり、必要な条件を付すことができる。

3 第7条に規定する申請から第1項の支給決定通知書を交付するまでに要すべき標準的な期間は、10日とする。

4 大臣が第1項に基づき、当該指定金融機関に対して利子補給金を支給する日は、9月28日及び3月28日とする。なお、当該支給する日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日であるときはその翌営業日を支給する日とする。

（金融機関の指定の取消し等）

第10条 大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、法第28条第7項の規定により指定を取り消すことができる。

一 規則第24条第1項に基づく申請に係る虚偽の記載その他の不正の手段により指定を受けたとき。

二 その他指定金融機関が特定事業を行うのに必要な資金の貸付けを適正に実施することができなくなったと認めるとき。

2 大臣は、前項の規定により指定金融機関の指定を取り消す場合には、当該指定を取り

消す事由の発生した日に遡及して取り消すこととする。

- 3 大臣は、第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた指定金融機関に書面で通知するものとする。

(取消しによる支給の停止等)

第11条 大臣は、前条第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消した場合には、当該指定金融機関との間で締結した利子補給契約を当該指定を取り消す事由の発生した日に遡及して取消し又は解除するものとし、当該指定の取消しを通知した日より利子補給金の支給を停止するものとする。

- 2 大臣は、前項の規定により利子補給契約を取り消し又は解除した場合には、その旨及びその理由を当該取消し又は解除を受けた指定金融機関に書面で通知するものとする。
- 3 指定金融機関は、第1項に規定する利子補給契約の取消し又は解除があった場合には、前条第1項各号による当該指定を取り消す事由の発生した日以降に係る支給済みの利子補給金を大臣に返納しなければならない。
- 4 大臣は、規則第23条第1項第2号に規定する書類を審査した上で、貸付けの償還に延滞（当該貸付契約で定める貸付条件どおりに行われない事態をいう。）が認められる場合には、利子補給金の支給を停止することができる。

(支給申請の取下げ)

第12条 指定金融機関は、第9条第1項の支給決定通知の内容又は同条第2項により付された条件について不服がある場合には、利子補給金の支給申請を取り下げることができる。

- 2 指定金融機関は、前項に基づく取下げを行う場合には、当該支給決定通知書を受領した日から起算して5日以内に、支給申請を取り下げる旨を記載した書面を大臣に提出することにより取り下げるものとする。

(変更等の報告)

第13条 指定金融機関は、次の各号に掲げる場合には、大臣に報告しなければならない。

- 一 事業者が実施する事業内容に変更が生じた場合
- 二 事業者が実施する事業の中止又は廃止が生じた場合
- 三 当該指定金融機関が申請した規則に定める「指定金融機関の指定申請書」に記載した事項に変更が生じた場合

2 指定金融機関は、前項第1号に掲げる場合にあつては別紙6の「国家戦略特区支援利子補給金対象事業変更等報告書」により、同項第2号に掲げる場合にあつては別紙7の「国家戦略特区支援利子補給金対象事業（中止・廃止）報告書」により、同項第3号に掲げる場合にあつては別紙8の「指定金融機関の名称等変更報告書」により、大臣に報告するものとする。

- 3 大臣は、第1項の規定により報告があった場合には、指定金融機関に対し報告内容について確認を求めることができる。

(状況報告)

第14条 大臣は、利子補給金に係る事業の遂行状況について、指定金融機関から別紙9の「国家戦略特区支援利子補給金対象事業状況報告書」により報告を求めることができる。

(報告による支給の停止)

第15条 大臣は、第13条第1項(第3号を除く。)及び前条に規定する報告の内容から利子補給金の支給を停止することが適当と認める場合には、当該報告を受領した日より当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

2 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納させることができる。

(完了等報告)

第16条 指定金融機関は、利子補給金に係る事業が完了した場合には、遅滞なく別紙10の「国家戦略特区支援利子補給金対象事業完了報告書」により事業完了を大臣に報告しなければならない。

(監査)

第17条 大臣は、前条の報告に基づき必要と認める場合には、指定金融機関に対し監査を行うことができるものとする。

2 大臣は、前項に規定する監査を行った結果、指定金融機関及び事業者の不適切な事務処理その他大臣が利子補給金の支給を停止することが適当と認められる事由が明らかになった場合には、当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

3 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納させることができる。

(利子補給金の経理)

第18条 指定金融機関は、利子補給金の経理について、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(他の利子補給金との併用禁止)

第19条 国家戦略特区支援利子補給金は、国による他の利子補給金と併用することはできない。

(雑則)

第20条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出は、書面又は電子情報処理組織（内閣府の使用に係る電子計算機と金融機関の使用に係る電子計算機であって内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

附 則（令和元年5月1日内閣総理大臣決定）

この決定は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

附 則（令和2年12月25日内閣総理大臣決定）

この決定は、公布の日（令和2年12月25日）から施行する。

附 則（令和5年3月3日内閣総理大臣決定）

この決定は、公布の日（令和5年3月3日）から施行する。